

福島市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

福島市長

木 幡 浩

福島市規則第 36 号

福島市公印規則の一部を改正する規則

福島市公印規則（昭和41年規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

方 20	市長名をもつてする文書	総務課長
	土地家屋の証明、納税、 公課等に関する証明	市民税課長

」を

「

方 20	市長名をもつてする文書	総務課長
	土地家屋の証明、納税、 公課等に関する証明	市民税課長
	罹災証明	危機管理室次長（危機管 理担当）

に改め、
」

同表福島市長印の項中「予防接種証明及び健康診査結果通知書」を「予防接種証明」に、「保健所保健予防課長」を「保健所感染症・疾病対策課長」に改め、同表中

縦 4 横 10	住民基本台帳カード	市民課長
	在留カード	各支所長
	特別永住者証明書	茂庭出張所長
	通知カード	
	個人番号カード（電子印用兼用）	

を

縦 4 横 10	住民基本台帳カード 在留カード 特別永住者証明書	市民課長 各支所長 茂庭出張所長
	個人番号カード（電子印用兼用）	市民課長 スマート窓口推進課長 各支所長 茂庭出張所長

に改め、

同表福島市長之印の項中「地域福祉課長」を「共生社会推進課長」に改め、同表中

福祉事務所長名をもつて する文書（刷り込み用及 び電子印用兼用）	生活福祉課長
	障がい福祉課長
	長寿福祉課長
	こども政策課長
	こども家庭課長
	幼稚園・保育課長

を

福祉事務所長名をもつて する文書（刷り込み用及 び電子印用兼用）	生活福祉課長
	障がい福祉課長
	長寿福祉課長
	介護保険課長
	こども政策課長
	こども家庭課長 幼稚園・保育課長

に改め、

福島市保健所長之印の項中「保健所保健予防課長」を「保健所感染症・疾病対策課長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。